

公 告

簡易型制限付一般競争入札の実施について

次のとおり、簡易型制限付一般競争入札（期間入札）に付するので、公告する。

平成30年8月10日

新上五島町長 江上悦生

1 共通事項

項 目	入 札 参 加 資 格 要 件 等
事業所の所在地	新上五島町入札制度合理化対策要綱第4条に規定する入札参加資格者名簿に登載されており、本社・本店もしくはこれに準じる営業所等（以下「受任事業所」という。）を新上五島町内に有する者であること。（詳細は3個別事項「入札参加資格要件」の欄を参照ください。）
入札参加の形態	単体企業であること。
現場説明会	開催しない。
入札回数	(1) 1回とする。ただし、1回目の入札において、最低入札価格が予定価格を超過したことにより落札者が決定しなかった場合は、再度入札を行なう。 (2) 最低制限価格を設定する入札において、最低制限価格より低い価格の入札をした者は「失格」とする。また、1回目の入札で失格となった者は、2回目の入札に参加できない。 (3) 2回目の入札で落札者が決定しない場合は、最低価格が規定の範囲内であれば、これを提示した者と協議（見積の希望を確認し、見積書の提出を受ける。）して、予定価格の範囲内で随意契約の相手方を決定できるものとする。 (4) 予定価格の範囲内で最低価格の入札を行った者が2者以上いる場合はくじ引きにより落札者を決定する。ただし、入札者が会場にいない場合は、入札事務に関係のない本町職員が代行してくじ引きを行う。
入札金額	契約希望金額の100/108に相当する金額を記入すること。
入札の無効	新上五島町契約規則第16条及び新上五島町期間入札試行要領第13条の規定に該当する場合又は入札執行者が無効と判断する場合。
入札保証金	新上五島町契約規則第9条第2号の規定を適用し、免除する。ただし、落札者が契約を結ばない場合には、損害賠償金として落札価格（消費税を含む。）の100分の5に相当する金額を徴収する。
公告日	平成30年8月10日(金)
入札参加申請書受付期間	平成30年8月10日(金) 8:30 から 平成30年8月23日(木) 17:15まで
入札参加申請書提出方法	電子メールで申請すること。※インターネット環境の不具合等によりメールの送受信が出来ない場合は、ファックス又は持参により申請すること。
設計図書等閲覧期間	平成30年8月10日(金) 8:30 から 平成30年8月29日(水) 17:15まで
設計図書等質問書提出期限	平成30年8月24日(金) 12:00 まで
入札書の提出期間	【期間入札】平成30年8月10日(金) 8:30 から 平成30年8月28日(火) 17:15 まで
入札書の提出先	〒857-4495 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585-1 新上五島町役場財政課
入札書の提出方法	書留郵便又は持参(持参の場合は新上五島町の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日を除く。)により提出すること。
開札日時・場所	平成30年8月29日(水) 9:00 新上五島町役場3階F会議室
その他	各事業の概要や事業費の積算に必要な資料は、設計図書（仕様書）等を閲覧（要パスワード）してください。 入札書提出後は、書き換え、引換え又は撤回することはできない。 その他入札、契約に関する事項は、新上五島町契約規則並びに新上五島町建設工事執行規則及び関係規定の定めるところによるものとします。

2 分野別事項

(1) 建設工事

予 最 低 制 限 価 格	設計額にランダム係数を乗じ予定基本価格とし、設計額の90%（ただし、解体工事及び建築関連の搬送設備は80%）にランダム係数を乗じ最低制限基本価格とする。さらに、公開（入札会場）において、それぞれにランダム係数を乗じ、予定価格及び最低制限価格を決定する。
前 金 払	当初請負代金額が100万円以上の場合に適用します。（請負代金額の40%以内）
中 間 前 金 払	当初請負代金額が100万円以上の場合に適用します。（請負代金額の20%以内。その他の要件有。）
部 分 払	当初請負代金額が1,000万円以上の場合に適用します。
契 約 保 証 金	当初請負代金額が300万円以上の場合、請負代金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。（免除規定有。）
工 事 費 内 訳 書 の 審 査	工事費内訳書の審査は、落札候補者のみを審査して、落札者を決定する。
現 主 監 理 技 術 者	請負代金額が3,500万円（建築工事は7,000万円）未満の工事は、建設工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和について（試行）の適用対象工事である。
	建設業法第26条第2項に該当する工事（下請金額の合計金額が4,000万円以上、建築工事は6,000万円以上の工事）は、「 <u>監理技術者</u> 」を現場に専任で配置しなければなりません。
	建設業法第26条第3項に該当する工事（請負額が3,500万円以上、建築工事は7,000万円以上の工事）に配置する技術者は、 <u>現場に専任で配置</u> しなければなりません。
そ の 他	建設工事に係る資源の再資源化に関する法律の対象となる工事は、法律に基づき契約書（別紙）に必要事項を記載し契約締結を行いません。

(2) 建設関連業務

最 低 制 限 価 格	予定価格の75%を最低制限価格とする。
前 金 払	当初請負代金額が100万円以上の場合に適用する。（請負代金額の30%以内）
中 間 前 金 払	無
部 分 払	当初請負代金額が1,000万円以上の場合に適用する。
契 約 保 証 金	新上五島町契約規則第32条3号の規定により免除する。

3 個別事項

番 号 及 び 名 称	工事場所 業務場所 納入場所 (南松浦郡 新上五島町)	工 期 履 行 期 間 納 入 期 間 契 約 期 間	入 札 参 加 資 格 要 件				担 当 課 名
			建設業許 可 種 区 分 分 類 品 目	格 付 等	本 社 ・ 受 任 事 業 所 の 別	そ の 他 の 要 件	
農林工第5号 樟油加工場蒸気ボイラー取 替工事	小串郷1400番 地2	平成30年10月31日 限り	管工事業	C	本社・本店	-	農林課
財管業第3号 鯛ノ浦阿瀬津地区地積測量 図作成業務委託	鯛ノ浦阿瀬津 郷地内	平成30年11月30日 限り	測量関係	-	本社・本店 又は 受任事業者	-	財産管理課